

## 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について

現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するためにワクチン接種が行われているものであり、このワクチン接種業務に従事する医療職の確保が喫緊の課題となっているという特別の事情を踏まえ、医療職がワクチン接種業務に従事したことによる給与収入については、健康保険（共済組合を含む）の被扶養者・国民年金第3号被保険者の収入確認の際には収入に算定しない旨、臨時の特例的な取扱いを行っています。

令和5年度においては5歳以上の全ての者を対象に接種を実施することとされ、特例臨時接種の実施期間が令和6年3月末まで延長されるとともに、令和6年度以降に新型コロナウイルスワクチンの接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当とされたことを踏まえ、引き続き医療職の方の確保に万全を期す必要があることから、本特例措置については令和6年3月末までに限り延長することとされました。

### 【具体的な取扱い】

#### ●対象となる被扶養者

ワクチン接種業務に従事する医療職（医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士及び救命救急士）

#### ●対象となる収入

令和3年4月から令和5年3月末までのワクチン接種業務に対する賃金  
→令和6年3月末までに限り延長

#### ●手続きの方法

ワクチン接種業務を行う事業者、雇用主（市（区）町村、医療機関等）から「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」（別紙1）の発行を受け、被扶養者の認定及び扶養事実確認調査（検認）の際に、組合員が勤務している所属所の共済事務担当課へ（担当課から共済組合へ）提出してください。

#### ●関連資料

「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&A」（別紙2）について、特例期間の延長に伴い、質問内容を一部変更しましたので、ご参照ください。

### 【ワクチン接種に係る特例の対象とならない方について】

本特例の対象とならない方についても、新型コロナウイルス感染症に伴う支援としての各種給付金を受給される被扶養者や、新型コロナウイルス感染症への対応を理由として、一時的に収入が増加する被

扶養者については、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、総合的に将来収入の見込みを判断することとしています。

なお、扶養事実確認調査等において収入確認を行う際、所得証明書や給与明細等に当該給付金や収入が計上されている場合は、その額の内訳を確認できる書類（例：給付金の支払通知書、新型コロナウイルス感染症への対応による一時的な収入増加について記載された給与明細書・「就業（雇用）証明及び給与等支払証明書」（別紙3）など）を提出できるよう、書類の保存や勤務先へ対応の依頼をお願いします。